

# 青森県教員採用試験

一般・教職教養

令和6年度(2023年実施)

1 次の文は、法律の条文の一部である。a～eにあてはまる語句を下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

○ すべて国民は、法律の定めるところにより、その (a) に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
〔日本国憲法〕

○ 国民は、その (b) する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。  
〔教育基本法〕

○ 職員は、職務上知り得た (c) を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。  
〔地方公務員法〕

○ 学校においては、(d) を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

〔学校教育法〕

○ この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い (e) 外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

〔教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律〕

- a ①意欲 ②身分 ③能力 ④資質
- b ①保護 ②看護 ③養育 ④扶養
- c ①情報 ②事実 ③機密 ④秘密
- d ①入学料 ②授業料 ③使用料 ④検定料
- e ①精神的 ②身体的 ③心理的 ④衝動的

2 次の文は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の「特別活動」の一部である。a～eにあてはまる語句を下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童※1の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい(a)の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び(b)に資するよう、児童※1が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働きかせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく(c)に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(中略)

(3) 学級※2活動における児童※1の自発的、(d)な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童※1についての理解を深め、教師と児童※1、児童※1相互の(e)を育み、学級※2経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ること。

※1 中学校及び高等学校においては、「生徒」とする。

※2 高等学校においては、「ホームルーム」とする。

- |               |         |       |
|---------------|---------|-------|
| a ①学習態度 ②人格   | ③秩序     | ④人間関係 |
| b ①実践意欲 ②自己実現 | ③キャリア形成 | ④進路選択 |
| c ①合意形成 ②意思決定 | ③話し合い活動 | ④集団決定 |
| d ①積極的 ②啓発的   | ③自治的    | ④計画的  |
| e ①協調関係 ②信頼関係 | ③補完関係   | ④共生関係 |

3 次の文は、生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）の一部である。a～eに最も適する語句を下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、(a)を送れるよう、社会的自立を果たすことです。そのため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が(b)を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められます。

このことは、「児童生徒一人一人の個性の発見と(c)の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的そのものと重なるものであると言えます。

人が社会で充実した人生を歩んでいくためには、自分と関わる人たちとの関係性を保ちながら、自らの意志と判断で主体的に社会に参画していくことができるようになることが重要です。そのため、ここでいう社会的自立は、依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味であると捉えることができます。

したがって、不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた(d)を回復する」、「コミュニケーション力や(e)を身に付ける」、「人に上手にSOSを出せる」ようになることを身近で支えることに他なりません。その上で、社会的自立に至る多様な過程を個々の状況に応じてたどることができるよう支援することが、次の目標になると考えられます。

- |           |         |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|
| a ①幸せな生活  | ②豊かな人生  | ③自由な暮らし | ④明るい未来    |
| b ①自らの夢   | ②自らの将来  | ③自らの進路  | ④自らの人生    |
| c ①生きる力   | ②よさや可能性 | ③学力や才能  | ④特性       |
| d ①自己有用感  | ②自負心    | ③克己心    | ④自己肯定感    |
| e ①自己管理能力 | ②社会形成能力 | ③レジリエンス | ④ソーシャルスキル |

4 次の文は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日施行）の一部である。a～eにあてはまる語句を下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その（a）が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する（b）、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの（c）がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて（d）に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な（e）があることを踏まえ、推進されなければならない。

- |             |          |         |           |
|-------------|----------|---------|-----------|
| a ①教育の機会    | ②最低限度の生活 | ③最善の利益  | ④生涯の幸福    |
| b ①教育の支援    | ②体験の支援   | ③学習の支援  | ④特別の支援    |
| c ①夢及び希望    | ②自由及び権利  | ③現在及び将来 | ④安心及び安全   |
| d ①主体的かつ創造的 | ②包括的かつ早期 | ③丁寧かつ迅速 | ④連続的かつ発展的 |
| e ①国際的な要因   | ②環境的な要因  | ③経済的な要因 | ④社会的な要因   |

5 次の(1)～(5)について、最も関係の深いものを下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

(1) ジュネーブに生まれ、フランスで活動した思想家。教育論『エミール』は、近代教育思想の上で際立った位置にある。理性的能力が芽生える年齢前の子ども期の感性的能力を十分に発達させることができ、その後の確かな大人の理性的能力を得るために重要であるとした。こういった子ども期の発達の固有の意味をとらえたことは、教育史上、一般に「子どもの発見」といわれる。

①ルソー ②コンドルセ ③デュルケム ④モンテスキュー

(2) ドイツ、アメリカ合衆国で活躍した心理学者。人間についての哲学的思索を深める一方で、実証主義的見知から科学的な人格学確立をめざし、現実生活や教育への心理学の応用を模索して、フランスのビネーが開発した知能検査法を発展させた。遺伝と環境をめぐる発達論上の対立を克服するために、個体的要因と環境的要因を総合した輻輳説を提唱した。

①ピアジェ ②ヴィゴツキー ③シュテルン ④ワトソン

(3) アメリカの教育心理学者で、評価論の研究者。教育目標の分類学に基づく完全習得学習を提唱した。

個々の生徒の学習状況を把握し、適切な指導を行うために診断的評価、形成的評価、総括的評価を提唱し、大多数の児童生徒に確実に学習させることを目的とした。

①ブルーム ②トールマン ③ブルーナー ④ソーンダイク

(4) 江戸前・中期の儒学者。『和俗童子訓』では、子どもとその教育の問題を養護・訓育・教授の観点から論じ、早期からの教育の必要や、養育者とくに親の教育的役割を説き、過保護を戒めて、子どものしつけの必要性を説いた。巻5では、家を保つための従順な女性像とその教育のあり方を示し、その後の『女大學』の原型となった。

①林羅山 ②貝原益軒 ③伊藤仁斎 ④石田梅岩

(5) シュルツによって考案された心身の調整を目的とする治療技法。「手足が重たい」、「手足があたたかい」など一連の公式化された文句による自己暗示と、暗示内容に関連した身体部位への受動的注意集中とともに、一種の自己催眠法である。

①論理療法 ②ゲシュタルト療法 ③自律訓練法 ④精神分析療法

6 次の文は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）の一部である。a～eに最も適する語句を下の①～④から1つずつ選び、マークしなさい。

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や（a）に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の（b）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。  
(中略)
- また、（c）に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と（a）を見据え、一人一人の（b）に最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある（d）の場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。  
(中略)
- 特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、（a）に至るまで、地域で（e）支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要である。

- |           |         |          |         |
|-----------|---------|----------|---------|
| a ①適応     | ②成長     | ③学習参加    | ④社会参加   |
| b ①教育的ニーズ | ②社会的ニーズ | ③心理的ニーズ  | ④潜在的ニーズ |
| c ①障害者の権利 | ②人権     | ③障害者差別撤廃 | ④児童の権利  |
| d ①適切な学び  | ②効果的な学び | ③多様な学び   | ④効率的な学び |
| e ①切れ目のない | ②包括的な   | ③質の高い    | ④長期的な   |

7～12 一般教養（省略）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	3	1	4	2	3
2	4	2	1	3	2
3	2	3	2	4	4
4	3	1	3	2	4
5	1	3	1	2	3
6	4	1	1	3	1

kyosai-guild.jp